

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 教育の実施体制

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

顕著な変化のあった観点名 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

法学部では、学務委員会および将来構想委員会などの教育改善に対する体制の中で、平成 21 年度に主専攻プログラム「法学主専攻」を設定した。そこでは、リーガル・マインド（法学的な考え方）とともにリーガル・リテラシー（法の仕組みや考え方を理解し、それを活用する力）を身に付け、問題発見、課題処理、結果の評価といった局面において、国際化、情報化、地域化（地方分権化）などの社会変動に理論的にも技術的にも対応できる総合能力を持った人材の養成を目指すことを明確にしている。これは、法学部学務委員会が、従前から継続的に実施してきた諸々のFD活動の内容、授業アンケート結果を踏まえ、平成 16 年度から新たに実施されてきた現行カリキュラム精緻化・十全化したものである。また、各FDや授業アンケート結果、更には、法学部各教員の意見を踏まえ、主専攻プログラムの目的を、より着実に実現することを目指し、平成 20 年度からは発展的に、中核となる科目に加えて特殊講義という形で現行カリキュラムを補強するための授業を数多く提供している(資料)。以上の二点において、平成 19 年度以前に比して、教育内容に顕著な変化が生じた。また、特殊講義の多様化は、主専攻プログラムの更なる充実を実現するものであるばかりでなく、第 2 期における新カリキュラム作成に向けた試行でもある。このことに加え、平成 21 年度から、法学部将来構想委員会が、特殊講義の多様化という試行の成果を踏まえ、新カリキュラム作成に向けた検討を開始しており、教育方法の改善に向けて取り組む体制は、現在と将来をともに見据えたものとなっている。

資料 平成 20 年度及び 21 年度に開設された主な特殊講義

*ここに記載された科目は、憲法や民法など法学教育における基幹科目とは別に、幅広くかつ深化した学習を学生に提供するものである。

		平成 20 年度	平成 21 年度
法学	公法	統治機構論, 国家補償法, 行政組織法	統治機構論, 国家補償法, 行政組織法, 財政法
	民事法	財産権移転型契約, 債権管理法, 履行障害, 消費者法, 金融担保法, 企業会計法, 金融商品取引法, 手形法・小切手法, 民事執行法, 倒産法	財産権移転型契約, 履行障害, 金融担保法, 債権管理法, 消費者法, 商法総則・商行為, 手形法・小切手法, 金融機関と法, 民事執行法, 倒産法
	刑事法	刑法各論, 刑事手続法, 刑事政策	刑法各論, 刑事手続法, 経済刑法
	基礎法	法理学, 家族の法社会学, 法医学	法哲学, 家族の法社会学, 法医学
	その他	国際刑事法, 国際経済法, 国際組織法, 国際環境法, 環境法, 情報法, 法理学	国際経済法, 国際組織法, 環境法, 情報法, ITと法と経済, 中国法入門
政治学	メディアと政治, 選挙学, 政治制度論, 国際政治史, 西洋政治思想史, イギリス都市政策, アメリカの政治, 東アジア国際政治史, 戦後政治, 中国政治	比較政治, 戦後政治, メディアと政治, 政策形成論, 政治と決定, 日本政治思想史, 西洋政治思想史, 日本近代外交史, イギリス都市政策, ASEANの政治	
その他	キャリア形成と自己実現, 新潟市の行政	キャリア形成と自己実現, 新潟市の行政	

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 教育内容

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

顕著な変化のあった観点名 学生や社会からの要請への対応

平成 16 年度から実施した新カリキュラムが平成 19 年度に完成年度を迎え、平成 20 年 3 月には、同カリキュラムの目玉の一つである JRP (ジュニアリサーチペーパー) 発表会の第 1 回目が実施された。このような卒論に相当する課題を学生に課している法学部は限られており、本法学部の特色の一つとなっている。第 1 回目は、発表会を 1 日で実施したところ (いくつかのゼミごとに複数の教室で実施)、学生らから、自己所属以外のゼミの発表会も聴きたいなどの要望があったため、平成 20 年度の第 2 回目からは、発表会を 2 日間に分けて実施し、学生及び教員が複数の各発表会に参加できる仕組みを整備した。なお、JRP の作成発表を卒業のための必修要件としたこと自体、主体的に学ぼうとする学生の要望に応えるものであると同時に、課題の整理能力、文章能力、発表能力を求める社会の要請にも応えるものである。平成 20 年度から JRP 発表会アンケートを実施し、適切な要望があれば、適宜、次年度からの実施に反映できるようにしているところ、同アンケートによれば、JRP の作成と発表とを卒業必修要件としていることにつき、「全く良くない」と「あまり良くない」という回答の合計割合は、平成 20 年度で約 21%、平成 21 年度で約 20%であったのに対し、「大変良かった」と「まあ良かった」という回答の合計割合は、平成 20 年度で約 56%、平成 21 年度では約 57%となっており、新カリキュラムの精神が着実に浸透している点で、従前に比して明らかな変化が見られる。なお、「大変良かった」理由として、資料のような理由が挙げられており、必修化の意図が十分に浸透していることが分かる。

資料 JRP アンケートにおける回答 (抜粋)

「卒業時に自らの文章力、発表等の構成力を確認することは非常に意義深い」
 「今後の文章の書き方の勉強になった」
 「学生時代にどんな勉強をしてきたのか、形に残せたので良かった」
 「自分の調べたいことを追求する機会はなかなかない」
 「法学部生として 1 つの集大成を残し、4 年間の学習の成果としてまとめることができた」
 「自分の成長につながる (JRP の作成、発表を通して)」
 「大学らしい専門的な知識が身につく」
 「ゼミで取り組んでできたことなどを 1 つの形としてまとめることができた」
 「論文を書いてそれを 10 分で人に分かりやすく伝えることの大変さを準備過程で学ぶことができいい経験になった」
 「物事について深く考える力が身に着いた」
 「これをやらなきゃ大学に来た意味がない」
 「学生時代の勉強の集大成に取り組めた」

平成 21 年 12 月に実施された「学生と教員との対話集会」において、法学部生からの質問に対して法学部学務委員長から回答した内容を、掲示板で周知するとともに、その内容を全法学部生にメールで送信した。これは全国でも珍しい取組であり、学生からの要望に適切に対処しようという、従前からの法学部の姿勢を更に明確化した点で顕著な変化である。

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 教育方法

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

顕著な変化のあった観点名 主体的な学習を促す取組

法学部では、従来から、各期末試験の全てについて、その問題、採点結果、及び講評を、資料室での閲覧・貸出しを認める形で法学部生に公表してきた。その目的は、各授業における教授内容の意図と、授業履修によって求められる到達点とを明らかにすることによって、学生に履修に関する見取り図を示し、学生がより授業に関する関心を高め、かつ、主体的に学習に取り組むことを促すことにある。学生への貸出し数は年々増加しているが、かかる取組を実施している大学は全国でも稀であると認識している。事実、法学部は、より充実した教育体制の実現に向け、平成 21 年度に他大学への訪問調査を行っており、また、平成 22 年 1 月には、学外の大学進学担当者からヒアリングを行ったが、いずれにおいても本学部のカリキュラムや学生への対応に関する認識の正確さが実証されている。また、法学部では、期末試験問題、採点結果、及び講評を作成提出することを徹底しており、かかる取り組みの恒常的かつ継続的な実施の積み重ねが、平成 21 年度における主専攻プログラムの設定により学習の道筋が明らかにされたこと相俟って、学生の主体的な学習を促す取組に顕著な変化を生ぜしめている。

平成 16 年度から実施した新カリキュラムが平成 19 年度に完成年度を迎え、平成 20 年 3 月には、同カリキュラムの目玉の一つである JRP(ジュニアリサーチペーパー)発表会の第 1 回目を実施した。第 1 回目は、発表会を 1 日で実施したが(いくつかのゼミごとに複数の教室で実施)、JRP 作成及び発表への意識を高めるため、平成 20 年度の第 2 回目からは、発表会を 2 日間に分けて実施している。JRP 発表会は、発表義務のある 4 年生のみならず、3 年生以下も参加できる場所、発表会を 2 日間に分けて実施することで、4 年生の発表を 3 年生以下の学生が聴く機会が増加し、卒業時における JRP 作成及び発表に向けた具体的動機付けを高める結果となっている。

法学部では、平成 20 年度以降、毎年度の成績上位者に対し、各学年 6 名の学生を対象とし、法学部独自の表彰制度を実施している。これは、学長表彰に惜しくも漏れた学生を含めて、その学習成果に対する正当な評価を与えようという取組であり、一度表彰されると次年度も好成績を学生が示すなど、主体的な学習を促進する体制における顕著な変化である。

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 学業の成果

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

顕著な変化のあった観点名 学業の成果に関する学生の評価

平成 16 年度から実施している新カリキュラムでは、1 年生から 4 年生までの全学期において、少人数の演習授業を受講できるようにしている。平成 20 年度に主専攻プログラムが設定されたことで、少人数教育重視という法学部の理念が、より精緻になり、かつシステムティックなものになっている。かかる顕著な変化の成果は、平成 20 年度及び同 21 年度の授業アンケートにおいて、少人数授業についての「良かった点」として、資料のような回答が寄せられているところから実証できる。

また、選択必修科目である憲法基礎演習と民事法基礎演習は、複数の教員が共通教材を用いて、憲法及び民法の重要判例を検討するという 2 年生向け授業であるが、2 年生の段階で法学部における教育の基本である判例を詳しく検討するだけでなく、共通の教材を用いての授業は全国法学部でも希有な取組である。

資料 少人数授業についての授業アンケートへの回答(抜粋)

(1) 法政演習および卒業研究について

「他の人の意見を聞くことで、深く判例を理解することができた。受け身で講義を聴くだけでなく、自ら考え、結論を出す力が養われた。」

「少人数クラスのため、授業者と受講者が緊密に話が出来た点は最も良かった。距離が近いために毎回全員必ず発見したことを発言し、考えを述べあったことは有意義であった。」

「少人数なので、詳しい解説を聞くことができ、双方向の授業だった。これからの社会に一番役立つと思う。」

(2) 各種基礎演習について

「毎回、全員が積極的に発言していたので、自分と違う意見を聞いたことや、議論の面白さを感じられた点が良かったです。」

「学生の考えを尊重して、その上で考えるきっかけを与えていたり、また相談等も受けていたりしたので、この講義が有益な機会であった点。」

(3) リーガルスタディについて

「小クラスの授業で毎回発言する機会が与えられ、自分の意思を発表するのが苦手だったが、良い練習になった。」

「小クラスでは担当教員が、熱心に指導してくれた点。担当教員から学んだことが多かった。」

「積極的に意見や質問を提示し、時には失敗して恥をかいたりして、印象に残ったことが多かった。とても意味のある授業でした。」

「勉強の仕方など細かく教えてくれた点。小レポート(小クラス)の添削が丁寧だったところ。」

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

質の向上度の事例2「3つの段階による教育」

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

平成16年度以降、学部教育を基礎教育科目・専門基礎教育科目・社会人準備教育科目という3段階にすることで、学生が体系的に組み立てられたカリキュラムを通じ、継続的なステップアップ教育を受けることが可能な仕組みを整えた。この仕組みを更に十全化・精緻化する形で受け継いだのが、平成20年度に設定された主専攻プログラムである。これにより、三段階教育という目標とその実践内容が明確化されることで体系的な教育体制が実現した。基礎教育科目における必修科目としてのリーガルスタディ、及び、社会人準備教育科目における必修科目としての卒業研究につき、平成20年度及び同21年度の授業アンケート、及びJRP発表会後に実施されたJRPアンケートにおいて、「良かった点」として、例えば、資料1、資料2のような回答が寄せられており、従来の教育では実現出来なかった教育効果を上げた点で顕著な変化が見られる。

資料1 授業アンケートにおけるリーガルスタディについての回答(抜粋)

「高校までとはまったく違う大学生活や法学部生としての学習法などを体系的に講義してくれたので学習への戸惑いを軽減することができた。」
「今後法律をどのように学んでいけば良いのか、またレポートはどう書けばよいか分かった点」
「大学生生活の過ごし方などの見通しを立てることができた。」
「大学の導入部について多くの話をきけたこと。大学学習の基礎が理解できた。」
「レポートの書き方など、大学生活に必要な基本的なことを、実践的に学習できた。」
「要約の仕方、レポートの書き方、プレゼンテーションの仕方などそれぞれの先生が例を用いて説明してくれたので、最初何も分からなかったけど、大体のやり方がつかめた。」

資料2 JRP アンケートにおける回答(抜粋)

「人生において役立つ。発言をしやすい環境。多様な考え方が参考になる。」
「討論形式であったため、発言力がついたと思います。」
「定めたテーマについて徹底的に調べて発表する機会があることは非常に有意義なもので、企業の報告等きくと後々に役立つスキルが身に付いたように思う」
「自主性(自分で考え、行動し、自己責任を負う点)が磨かれ社会勉強になる。」
「卒業を実感できる。大学生活最後の発表になるので身がしまる思いがする」
「他の人の意見を聞くことで、深く判例を理解することができた。受け身で講義を聴くだけでなく、自ら考え、結論を出す力が養われた。」
「学生の自主性に任せられているので、常に責任感を持って研究に取り組めた。」
「単に法律を学ぶだけでなく、実際の事例に即し学ぶことで、より明確にその法律の主旨、目的を理解することに繋がった。また、他の学生の意見を聞くことで、自分の意見の精査、意外な意見等を聞くことは参考になった。」
「論文を書く中で社会を見る視点が養われた」
「論理的思考能力が身に付いた」
「なにか形を残す事は重要。しっかりとした指導を受ける機会も。プレゼンテーションは他人のものを聞くことも含めて勉強になった」

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

質の向上度の事例3「アドバイザー制度の創設と運用」

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

平成16年度より、全学生に対してアドバイザーを指定し、学習及び生活の両面にわたり、学生に対する細やかな個別支援を実施できる体制を整えている。1年次学生についてはリーガルスタディの小クラス担任をアドバイザーとしている。リーガルスタディとは基礎教育科目の一つで、法学部生にとって最低限必要なリテラシー能力を涵養するための授業で、大クラス講義と小クラス演習との双方から構成される授業である。2年次学生については、学務委員会が、各学生一人一人につきアドバイザーを指定する。3年生については法政演習(ゼミ)の、4年生については卒業研究(卒業論文(JRP)作成に向けたゼミ)の、それぞれ担当教員がアドバイザーを担当する。法政演習と卒業研究とは、同一教員が担当するものの選択を原則としているため、学生にとっては、3年次と4年次との二年間において、同一教員がアドバイザーとなる仕組みとなっており、きめ細かい指導の継続が可能な制度となっている。また、平成16年度より、法学部は、学部教育を基礎教育科目・専門基礎教育科目・社会人準備教育科目という3段階の教育体系を整備しているところ、リーガルスタディは基礎教育科目の、法政演習は専門基礎教育科目の、卒業研究は社会人準備教育の、それぞれ基幹的授業科目であり、かつ、リーガルスタディと卒業研究は必修科目である。かかる基幹科目の担当者がアドバイザーとなるシステムは、平成16年度から実施されたカリキュラムを精緻化・十全化した主専攻プログラムが平成20年度に設定されたことと相俟って、法学部の教育理念を学生に浸透させる仕組みとなっているのみならず、学生に対する学習・生活支援の面で顕著な変化を生んでいる。なお、平成20年度及び同21年度に於ける授業アンケートにおいて、「良かったところ」として資料のような回答が寄せられており、アドバイザー制度の成果が実証されている。

資料 アドバイザーが担当する授業についての授業アンケートにおける回答(抜粋)

(1) リーガルスタディについて

「個別クラスでの指導が充実していた。」

「小レポート(小クラス)の添削が丁寧だった」

「小クラスで、担当の先生に相談にのっていただいたり、課題という形で、丁寧にご指導いただき、ありがたいことだと感じた。」

(2) 法政演習について

「質問に丁寧に答えてもらった。」

「担当教官が学生1人1人の発表を聴いて適切な評価をしていた点」

質問したこと、先生が熱心に、丁寧に答えてくださったので良かった。

「進路に関連して、先生には親身にアドバイスしていただき本当に感謝している。」

(3) 卒業研究について

「先生が学生の疑問や相談に最後まで根気よく付き合ってくれた。」

「卒業研究に関して、親身になって対応してくれた。」

「卒論作成における先生のサポートがとても丁寧で良いと思う。」

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名

新潟大学

学部・研究科等名

法学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

質の向上度の事例4「インターンシップ制度の展開」

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

法学部は、従来から全国に先駆けてインターンシップを実施してきており、参加学生ならびに対象となる企業に関する情報やインターンシップ運用の豊富な経験とノウハウを蓄積している。現在でも、送り出し学生の選抜から、終了後の報告書作成および公表に至るまで、相手方機関と細かな連携をとって、受け入れ企業にもプラスとなるような働きかけをしている。企業の業績分析をした学生の事例では、企業から高い評価を受けるなど、法学部独自の方式で行う、現場体験と机上学習の交錯を重視したインターンシップは、法学部の教育に関して質の向上をもたらしてきている。

平成20年度からは、インターンシップを継続しつつ、就業へのインセンティブを高めるための別の方策として、大学教員以外の講師を外部から招へいする授業を増やすことにした。具体的には、資料1と資料2の通りである。更に、平成21年度には、新潟県司法書士会と交渉し、司法書士という職業について教授するため、平成22年度から特殊講義(司法書士と法)という授業科目を実施することになっている。

このように、インターンシップ制度の見直しを契機として、新たな社会人準備教育を実施する運びとなったことで、学生が自己の能力や関心にあったキャリア像を作ったり、あるいは、従来からのキャリア像を現実に沿うような方向に修正したりするなど、顕著な変化が生まれることになった。

資料1 学生の就業に向けたインセンティブを高めるための授業で、平成19年度以前から平成20年度以降も継続的に実施してきたもの

賢人会議	大学の外から各界で活躍している人を外部講師として招へいし、その職業経験等を教授する等、現場を大学に取り入れることを狙いとする授業。新潟県知事や文部科学省の公務員、家庭裁判所長、ジャズピアニスト、漫画家、日本サッカー協会S級審判などを招へいしている
特殊講義(金融機関と法)	日本銀行新潟支店長を外部講師として招へいし、日本の金融制度や銀行取引の実態を教授する授業。

資料2 学生の就業に向けたインセンティブを高めるための授業で、平成20年度から実施しているもの

特殊講義(新潟市の行政)	新潟大学と新潟市が締結した包括連携協定に基づいて、新潟市役所に勤務する現場経験豊富な職員が講義を行うもので、行政サービスの提供における諸課題や政策形成の過程、法執行の現実など行政現場の実情を教授する授業。
--------------	--